

電気調達契約書（案）

- 1 件 名 中央公民館外 9 施設で使用する電気調達
- 2 履行場所 春日部市粕壁 6 9 1 8 番地 1 外（仕様書のとおり）
- 3 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日 0 時から
令和 3 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで
- 4 契約金額（単価契約）

（基本料金）

	基本料金単価 （税抜） （1kWにつき）	消費税及び 地方消費税額	基本料金単価 （税込） （1kWにつき）
契約電力	円	円	円

（電力量料金）

	電力量料金単価 （税抜） （1kWにつき）	消費税及び 地方消費税額	電力量料金単価 （税込） （1kWにつき）
夏季月（7月～9月）	円	円	円
その他季月	円	円	円

※基本料金単価に、力率割引・割増等は含まれていません。

- 5 契約保証金 免除

発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な電気の需給について契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

受注者 住 所
氏 名

(契約の目的)

第1条 受注者は、この契約書（仕様書、内訳書を含む。以下同じ。）に基づき、各施設で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 受注者は、この契約書を提出する際に仕様書等に基づいて、内訳書を作成し、発注者に提出すること。

2 契約金額の各単価には消費税及び地方消費税の額が含まれる。またその額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出される金額とする。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額が著しく不適當になったときは、発注者及び受注者が協議の上、契約金額（単価）を改定することができる。

(履行場所)

第3条 受注者が電気を供給する場所は、仕様書（別紙1）のとおりとする。ただし、施設の廃止・変更などにより対象施設（高圧施設）でなくなった時は、履行場所から除外する。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、本契約業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 契約締結時において契約電力が500キロワット以上の契約電力は、仕様書のとおりとする。

(1) 契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上変更する。

(2) 最大需要電力が契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者は当該協議において、決定された金額を超過金として発注者に請求できるものとする。

2 契約締結時において契約電力が500キロワット未満の契約における契約電力は、次のとおりとする。

(1) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(2) 最大需要電力が500キロワットを上回った場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を発注者及び受注者の協議により定めることとする。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第7条 受注者が一般送配電事業者等と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は受注者が負担するものとする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、毎月別紙1の需要箇所ごとの計量日（実際に検針を行った日、または行ったものとされる日）に計量器により使用電力量等を算定し、発注者の各施設（担当課）に通知しなければならない。なお、発注者の指定する職員は、その通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。ただし、契約期間の始めと終わりについては、協議する。

2 計量日が前項によりがたい場合は、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

3 発注者の指定する職員は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条に定めた検査後、契約箇所ごとに、契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増をして得た額、小数点以下第3位の端数はこれを切り捨てる。）（以下「基本料金」という。）と、使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（小数点以下第3位の端数はこれを切り捨てる。）及び、燃料費調整額（小数点以下第3位の端数はこれを切り捨てる。）の合計金額（1円未満の端数はこれを切り捨てる。）と、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（1円未満の端数はこれを切り捨てる。）の合計金額（以下、「電気料金」という。）の支払を、1月毎に発注者に請求するものとする。ただし、請求書は、発注者の指示す

る分類に分けて集約し、それぞれに請求をするものとする。

2 発注者は、前項の規定による適法な支払請求書を受領してから30日以内に受注者に支払うものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合は、発注者及び受注者の協議の上、支払期限日及び支払方法等を定めるものとする。

(遅延利息)

第11条 発注者は自己の責に帰すべき理由により第10条の約定期間内に支払金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、支払金額に対し、遅延利息の率(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する遅延利息の率をいう。)を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等受注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(事情変更)

第12条 受注者及び発注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、両者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、両者協議の上、書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、書面により通知し本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらずに電力の供給をする見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正な行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、通告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて発注者等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第15条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と、契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第17条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 発注者は、契約の解除（第14条第1項第2号の規定による場合を除く。）及び違約金の徴収をしても、発注者に損害が生じたときは、その損害賠償の請求をすることができる。

(表明確約)

第18条 受注者は、第14条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の

反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第20条 受注者は、この契約によって知り得た内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは、本契約終了後も継続する。

（債権譲渡の禁止）

第21条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を書面により発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（疑義の解決方法）

第22条 本契約条項又は、本契約に定めのない事項について、疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議の上、解決するものとする。